

# 国民年金 だより

ご存知ですか？  
こんなこと、  
あんなこと



高知西年金事務所  
高知市旭町 3-70-1  
☎088・875・1717  
市民課 保険医療係  
☎42・1191

## 後納制度（納期限の延長） をご存じですか？

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めることで満額の老齢基礎年金を受給できます。

保険料を納められなかった期間や資格取得などの届け出忘れにより、国民年金の資格（納付済）期間が少ない場合には、将来の年金受給額が減少します。保険料納付や免除などの期間の合計が25年（300月）未満の場合には、年金そのものが受給できなくなりません。このような事態を避けるために、納付可能期間が2年から10年に延長となる後納制度が開始されています。

ただし、この制度は期限付きの制度です。後納保険料を納付できる期間は、平成26年4月1日（現在）から平成27年9月30日までです。既に老

齢基礎年金の受給権のある人は、この制度の利用ができます。

後納制度の利用には事前の申し込み・審査が必要です。審査の結果、後納制度を利用できない場合があります。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

## 国民年金保険料の免除申請の 対象期間が拡大されます

国民年金保険料の免除には  
全額免除・一部免除（3/4・

半額・1/4）・若年者納付猶予・学生納付特例があります。今までは、1年単位（7月分～翌年6月分、学生納付特例は4月分～翌年3月分）での申請しかできませんでしたが、平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できるようになりました。

また、審査を希望する年度当時の離職の証明となる公的な書類（雇用保険被保険者離職票など）を添付すると離職者のみ申請年度の前年所得が0円となる特例が適用されます（配偶者や世帯主が離職された場合も同様）。

なお、審査を希望する年度の所得の申告をしていない場合には、申告を済ませてから申請を行ってください。

## 年金事務所 出張年金相談日

**相談日** 毎月第4水曜日  
4月23日(水)  
5月28日(水)

**受付時間** 午前10時～11時40分  
午後1時～3時

**開催場所** 総合保健福祉センター  
2階会議室

※事前の予約はできません。  
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



## 第2子・第3子の 保育料を軽減します

須崎市では、18歳未満の児童を2人以上養育している世帯の第2子の保育料の半額、また第3子の保育料の全額を、申請により減免または補助します。



減免・補助される保育料は、市内の公立・民間保育園、認可外保育施設（託児所など）、市と委託契約している市外の保育所および認可外保育施設の保育料です。

決定書にお名前のある保護者の市税完納証明「印鑑」を児童福祉係に持参し申請してください。

対象になる児童は、申請者が養育している児童で、平成26年4月1日現在18歳未満の児童の内、戸籍上第2子・第3子の児童です。

認可外保育施設の場合  
入所した日から20日以内に、「保育料の確認ができる書類（入園案内など）」「市税完納証明書」「印鑑」を児童福祉係に持参し申請してください。

申請は毎年必要ですので  
ご注意ください。

### 申請方法

■公立・民間保育園の場合  
保育料の決定通知（4月中旬に発送予定）を受け取った日から20日以内に、「保育料決定通知」「保育料

### 申請資格

須崎市に住所を有している人で、市税および保育料の滞納のない人に限ります。

福祉事務所 児童福祉係

☎42・1229